

令和5年度第1回守口市国民健康保険運営協議会

開催年月日 令和5年8月3日（木曜日）

開催時間 開会 午後2時から

開催場所 守口市役所6階 教育委員会会議室

出席者 会長 福本 健一
委員 西川 成美
委員 岡野 千鶴子
委員 他谷 勝
委員 原田 章子
委員 博多 尚文
委員 清水 秀和
委員 増田 眞一
委員 寺本 けんた
委員 金谷 稔
委員 安田 薫

市及び事務局出席者 市長 瀬野 憲一
保険課長 米田 幸司
保険課主任 増田 勝
保険課主任 谷口 優希
保険収納課長 加藤 久隆

会議録

○事務局 それでは、令和5年度第1回守口市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
本日はお忙しいところ、本協議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが2類相当から5類感染症に変更されたことに伴い、アクリル板の設置など、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を廃止させていただいております。

また、本日の会議の進行につきましては、コロナ禍前と同様に、基本的に委員の発言は着座にて、事務局の発言は起立にて行うこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本協議会の開催に当たり、瀬野市長から御挨拶を申し上げます。

○市長 皆さんこんにちは。守口市長の瀬野でございます。

本日は委員の皆さん、公私何かとお忙しい中、この今年度第1回の国民健康保険運営協議会に御出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

また、平素は、この国民健康保険の運営のみならず、本市行政各般にわたりましてお力添えをいただいておりますこと、感謝申し上げる次第でございます。

先ほど事務局からもありましたように、この5月8日に、新型コロナウイルス感染症、2類相当から5類感染症へと法的な位置づけ変わっております。少しずつ市民生活にも余裕というかゆとりができて、安心感というものが少しずつ芽生えてきて、この本市にも活気、にぎわいが戻りつつあるのかなと実感をしております。本当に喜ばしいと感じております。

ただ、この3年間、非常にこの新型コロナウイルス感染症、猛威を振るいまして、本当に先行き不透明な状況が続いたわけでございますけれども、そうした中にありましても、この守口市の国民健康保険の運営滞りなく進めてこられたのではないかなと思っておりまして、これもひとえに、委員の皆様方のお力添えがあってこそと感謝申し上げる次第でございます。

今後も、大阪府としっかりと連携をいたしまして、国民健康保険、この事業の運営、しっかり安定的な運営に努めてまいりたいと、そして、被保険者の疾病予防、それから、健康の保持増進に努めてまいりたいと考えておりますので、どうか皆様方引き続きお力添えを賜りますればありがたいと思っております。

お願い申し上げます、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 瀬野市長は、この後、公務が控えておりますので、ここで退席させていただきます。

○市長 皆さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(瀬野市長 退席)

○事務局 次に、事務局から本日の配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局 それでは、まず本日の配付物の確認をさせていただきます。

本日の資料ですが、1つ目は、本日の会議次第。

2つ目は、守口市国民健康保険運営協議会委員名簿。

3つ目は、座席表。

4つ目は、保険課・保険収納課令和5年度体制。

5つ目は、本日の会議資料です。事前に送付させていただいた9ページのもの、事務局からの報告に伴い、本日追加で配付させていただいた1ページのもの2種類でございます。

以上、5点でございます。過不足などはございませんでしょうか。

以上でございます。

○事務局 次に、本日の委員の出欠状況について、事務局から報告いたします。

○事務局 本日は11名の出席でございます。本日欠席の届出を受けておりますのは、木崎委員、奥山委員及び玉木委員の3名でございます。

以上でございます。

○事務局 出席状況報告につきまして、守口市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定に基づき、会議は成立いたします。

ここで、新たに御就任いただきました委員の方を御紹介いたします。

梅村委員がお代わりになられまして、寺本委員に御就任いただいております。

また、井内委員がお代わりになられまして、福本委員に御就任いただいております。
また、永倉委員がお代わりになられまして、金谷委員に御就任いただいております。
それでは、新委員から、それぞれ一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。
初めに寺本委員、お願いいたします。

○委員 寺本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。
続きまして、福本委員、お願いいたします。

○委員 福本健一です。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。
続きまして、金谷委員、お願いいたします。

○委員 金谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。
それでは、次に、次第3会長の選出を行います。

会長につきましては、国民健康保険法施行令第5条第1項で、運営協議会に、会長一人をおき、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する、と定められております。選挙の方法につきましては、指名推選によることとしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 異議がないようですので、会長の選出については、指名推選にさせていただきます。

早速ですが、会長の選出について、どなたか御意見ございませんでしょうか。

○委員 運営協議会ではこれまで、通例として議会選出委員の中から、会長になっていただいております。

福本委員にお願いしたいと思います。

○事務局 ただいま、委員から会長は福本委員にお願いしたいとの発言がありましたが、これに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 異議なしとのことですので、福本委員が会長に決定いたしました。

それでは、この後の議事進行は、福本会長にお願いいたしたいと思います。よろしく願いします。

○会長 ただいま、会長に御選出いただきました福本健一でございます。

協議会の議事を円滑に進行できますように、皆様方の御協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、着席させていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、進めさせていただきます。

今回は、令和5年度第1回目の協議会となりますので、次第4令和5年度 職員の紹介について、事務局よりお願いいたします。

○保険課長 保険課長の米田でございます。

本日、市民生活部長の増田が公務により、急遽、欠席させていただきますので大変恐縮ではございますが、増田に代わりまして、職員の紹介をさせていただきます。

それでは、お手元にお配りしております保険課・保険収納課 令和5年度体制に基づき、主任級以上の職員を紹介させていただきたいと存じます。

まず初めに、保険課の職員を紹介させていただきます。

私ですが、保険課長の米田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、保険課主任の増田でございます。

○保険課主任 増田です。よろしくお願いいたします。

○保険課長 保険課主任の谷口でございます。

○保険課主任 谷口でございます。よろしくお願いいたします。

○保険課長 続きまして、保険収納課の職員を紹介させていただきます。

保険収納課長の加藤でございます。

○保険収納課長 加藤でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○保険課長 本日は、案件の関係で出席しておりませんが、保険収納課の主任は、辻本、表、村上の3名がおります。

今年度はこの体制で、保険事業を推進しております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○会長 それでは、次に、次第5の案件に入らせていただきます。

まず、1つ目の案件令和4年度守口市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算見込について、事務局から説明を受けます。

○事務局 それでは、令和4年度守口市特別会計国民健康保険事業の決算見込について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、1ページの資料1に添付しておりますA3の見開きの表を御覧ください。

この資料は、令和5年6月16日時点で作成した決算見込みで、左側に歳入の内容を、右側に歳出の内容を記載させていただいており、金額の単位は100万円単位とさせていただいております。

まず初めに歳入総額でございますが、表の左側の1番下でございますとおり、153億300万円でございます。

次に、歳出総額は、表の右側の1番下でございますとおり、151億7,300万円でございます。

この歳入総額から歳出総額を差し引いた収支差引といたしまして、1億3,000万円の黒字となっております。

この収支差引1億3,000万円ですが、前年度からの繰越金3億6,800万円を加味した実質収支ですので、令和4年度のみ収支差引である単年度収支は、2億3,800万円の赤字となっております。

それでは、まず表の右側、歳出から御説明申し上げます。

まず、総務費でございますが、保険課や保険収納課職員の人件費や事務費等で、3億300万円でございます。

続きまして、保険給付費でございますが、被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費など、項目別に金額を表記しております。これは国保に加入されている被保険者が、医療機関等で受診された場合に要する医療費に対する保険者負担分でございます。

高額介護合算療養費につきましては、医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する仕組みでございます。

出産育児一時金につきましては、国保加入者が出産された場合、出産一児につき原則として42万円を支給するものでございます。

また、葬祭費につきましては、国保加入者が亡くなられた場合に、葬儀執行人の方に5万円を支給するものでございます。

その他給付の内訳としましては、国保連合会に委託しておりますレセプトの審査支払手数料など備考欄に記載のとおりでございます。

保険給付費については、新型コロナウイルス感染症に係る受診控えなどからの回復の影響を受けた令和3年度決算を除き、例年減少傾向となっており、令和4年度の決算見込み額についても減少しております。

以上、保険給付費の合計で申し上げますと、101億3,500万円でございます。

続きまして、国民健康保険事業費納付金でございますが、各市町村が、徴収した保険料等を財源として、大阪府に対して納付するものでございます。

医療給付費分が31億9,400万円、後期高齢者支援金等分が8億5,900万円、介護納付金分が3億4,800万円、合計44億100万円でございます。

続きまして、保健事業費でございますが、特定健康診査や特定保健指導、ジェネリック医薬品の啓発、国民健康保険ヘルスアップ事業等に要した費用、保健師等による電話での特定健康診査受診勧奨事業、おおさか健活マイレージの市独自ポイント付与事業などに係る費用で1億1,400万円となっております。

次に、基金積立金でございますが、令和3年度決算におきまして、実質収支が3億6,800万円の黒字となり、会計年度において決算上剰余金が生じた場合は、地方財政法第7条第1項の規定により、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額を翌々年度までに積み立てなければならないことから積み立てを行ったものや基金運用利子の積み立てで、1億9,000万円を積み立てたものでございます。

最後に、その他でございますが、令和3年度に超過交付されました国庫補助金などの返還や、過誤納付された保険料の還付で、3,000万円となっております。

続きまして、表の左側でございます歳入の御説明に移らせていただきたいと存じます。

まず、保険料でございますが、28億4,300万円となっております。

続きまして、府支出金でございます。

まず、府負担金・補助金につきましては、地方単独事業に伴う国庫負担金カット分に対する府補助金で、1,300万円でございます。

次に、普通交付金でございますが、これは、市町村が納付いたします事業費納付金を財源として、矢印で示しております歳出の保険給付費や保健事業に要する費用分を交付するもので、102億6,800万円でございます。

また、特別交付金につきましては、市町村の特別事情や市町村の保険者としての努力に応じて交付されるもので、1億9,100万円でございます。

以上、府支出金の合計は、104億7,200万円でございます。

最後に、繰入金でございます。

一般会計からの繰入金のうち、まず、保険基盤安定分でございますが、これは主に保険料

の均等割額及び平等割額の7割・5割・2割の法定軽減分を、公費で補填するための繰入金で、11億2,400万円でございます。

職員給与等につきましては、職員の人件費、事務費に賄われる繰入金で、2億7,200万円でございます。

未就学児均等割につきましては、未就学児被保険者が加入する世帯の保険料の均等割の5割の額を補填するための繰入金で、1,100万円でございます。

出産育児一時金につきましては、出産育児一時金の3分の2に相当する額を一般会計から繰入れるもので、2,200万円でございます。

財政安定化支援につきましては、被保険者の所得水準が低いことによる保険料の減少や、高齢者の割合が高いことによる給付費の増加といった保険者の責めに帰することができない特別な事情により、交付税措置されております繰入金で、9,000万円でございます。

その他の繰入金につきましては、地方単独事業である医療費助成事業の実施により、増加すると見込まれる医療費に対する、国庫負担金の減額分を補填するための繰入金で、1,700万円でございます。一般会計からの繰入金は合わせまして、総額15億3,600万円となっております。

今後とも、委員各位の御意見を頂戴しながら、引き続き健全な国保財政の運営に鋭意取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、令和4年度守口市特別会計国民健康保険事業の決算見込の御説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○会長 説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○委員 歳入の保険料の現年分についてですけれども、予算と決算見込みの差額が1億700万円減額となっております。国保加入者の減少やとか加入者の収入減少やったり、徴収率の低下とか保険料の減免軽減など、いろんな理由があると思うんですけれども、原因を明らかにして今後の運営に生かしていくためにも、加入者の推移であったり徴収率の推移であったりその減免の推移を知りたいんですけれども、教えてもらえますでしょうか。

○事務局 御説明させていただきます。

収納率でございますが、現在、収納率令和4年度でございますが、92.43%でございます。ちなみに、令和3年度につきましては、91.87%。令和2年度は、91.36%でございますので、少しずつ収納率につきましては向上している状態でございます。

以上でございます。

○事務局 まず、年度平均の被保険者の世帯数の推移でございますけれども、令和2年でございますと、2万488世帯。被保険者数でございますと、3万539人が令和2年度でございます。令和3年度でございますと、世帯数が2万237世帯。被保険者数でございますと、2万9,737人でございます。

すみません、ちょっと令和4年につきましては、少々お待ちください。

○委員 また後日でもいいので、そうしたら加入者の推移と収納率と減免の数であったり、過去5年ぐらいの推移をちょっと資料で示していただけたらと思います。後日で、いいです。

○事務局 つきましては、後日御用意させていただきますので、申し訳ございませんでした。よろしくお願い申し上げます。

○委員 はい。よろしくお願ひします。

○事務局 今すぐに御答弁できずに申し訳ございませんでした。

委員の御指摘の資料を用意させていただきます。

それで、ここで事務局の資料に関する基本的な御説明もさせていただきたいと思ひます。

事務局といたしましては、各委員が適切に守口国保の状態を把握した上で議論していただけるように、きっちりと請求された資料には個々渡していきたいと思ひますので、また皆さん何か必要なものがあれば、事務局までお問い合わせしていただけたらと思ひます。

一方で、会として資料を請求するには、運営協議会規則の第7条で、会長が職務の遂行について必要と認めるときは、市長に対し参考資料の提出を求めることができとなっておりますので、仮に各委員で共通して資料を把握して、それで議論を深めたいということであれば、事務局といたしましては調整いたしますので、また会長に対して資料請求等また御要望、事務局を通じてでも結構ですので、していただけたらと思ひます。

以上でございます。

○会長 はい。委員、ということによろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 他に御意見や御質問はございませんでしょうか。

○委員 歳入の保険料の滞納分についてですけれども、予算と決算見込みの差額が3,000万円増額となっております。

予算時の想定よりも滞納保険料を多く徴収したと、こういうことやと思うんですけれども、過度な徴収にはなっていないのでしょうか。

○事務局 説明させていただきます。

今現在、令和4年度で申しますと、滞納の額ですね。調定額と言われる部分でございますが、約9,700万ほどございます。そのうち今回収納させていただいた額が約2億になっております。それで、今回収納率でございますが、滞納分で約20.2%。昨年と比べますと1.34ポイントほどパーセントで上がっております。ただ、収納の関係でございますが、若干やはりちょっとコロナの影響とかがまだ残っているような状態でございます。その部分を加味させていただきまして、基本的には納付相談をぜひしていただきたいということで、一旦はまず納期から1か月後に督促状を发出させていただいております。その後に催告書、それとともにコールセンターからの電話催告のほうをさせていただいているんですが、どうしても電話にも出られない。求めに応じられないというような方々も中にはおられます。そういう場合につきましては、財産調査のほうをさせていただきまして、差押えのほうをさせていただいております。

その差押えでございますが、そのあくまでも差押えすることによって、すぐに連絡いただける方々、もしくは、納付相談に入られる方々もやはり多くおられますので、きっちりと払っていただいている保険料を払っていただく公平の担保ということで現在進まさせていただいているところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○委員 というのも、国保料の滞納であったり差押えに関して、ちょっと苦情が寄せられたりしてしまして、先ほどいろんな事情を加味して丁寧に説明してくださっているというような御答弁ございましたけれども、やっぱり払いたいけど様々な理由で払えないという人が

大半やと思うんです。個別の事情に応じて丁寧な対応をもっともっとよりやっていただけたらと思います。

やっぱり実体経済の冷え込みと、物価高騰で生活が大変な時期なのでね、なおさらそれが大事なかなと思っています。

そのコミュニケーションというのは結構取れているものですか。

その実態が把握した上で差押えやったりというのをずっとやっているんでしょうか。

○事務局 コミュニケーションでございますが、まず納付相談でやはり相手、納付者の方から、やはりお叱りのお話というのもあります。いきなり差押えしてどうということやというようなものもやはり若干あることは確かでございます。

ただ、そこら辺につきましては、やはり本人様のその収入の状況、あと支出の状況、そういうところもお聞かせいただいて、丁寧にその納付相談に乗ることによって納付につなげていくというような形でこちら側も対応させていただいております。

しかしながら、どうしても納付困難者という場合も多々あります。そういう場合につきましては、やはり1年間の分納とか、分納相談というのを受け付けておりますので、ぜひ納付相談にまずは会ってお話をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員 今御答弁ありましたけれども、ぜひともその丁寧な対応をやっていただきたいなと思います。

やっぱり金融屋じゃないのでね、社会保障としてやっているわけですので、しっかりそこを意識して今後ともやっていただけたらと思います。

それで、これに関してなんですけど、滞納者数と資格証明書と短期保険証発行数の、この辺りのここ5年ぐらいの推移もまた後日でいいので、資料で教えていただけたらと思います。

○会長 事務局、なら後日で資料提供のほうはよろしくお願いたします。

○委員 歳出の項目で、療養給付費とか高額療養費とか、これは見込みよりも少なかったというのは結構なことなんですけれども、保健事業費が余っているということは、特定健診、ヘルスアップ事業の費用などが予算より半分以上残っているという形になって、半分ぐらい残っていることは、これは特定健診とか市民に対するアナウンスという、市がやらなきゃならないことができていないからお金が残っているんじゃないんですか。もっと特定健診を増やすために努力にお金を費やすべきではなかったんでしょうか。なぜここが余っているんでしょう。

○事務局 保険課といたしましては、市民の方に対してまず受診券を全員の方に送らせていただいております。それで、いわゆるオンライン申請で予約が取れるような仕組みとかを設けて、より特定健診が受けやすい環境を整えながら、市民に対してもホームページ等でPRというのはさせていただいております。やはりコロナの状況下の中で、一定の場所に集まって受けていただくというのが一時期ちょっと厳しい状況がございまして、その時点でちょっと受診率が下がって以降、受診率が我々の期待するほどは上がっていないという状況が続いておる状況でございます。引き続き我々としましては、受診状況が改善するような施策は打っていきたいとは考えておるところですが、決定的なものがあるというわけではございませんので、地道に進めていこうとは考えております。

以上でございます。

○委員 療養給付費見ていただいたら分かる、3万人で85億円ですか、1人当たり加入者30万円の利用費を使っている勘定に単純計算でなるんですけど、やはりそういうことを防ぐには健診というのは物すごく大事なことになると思います。特定健診、その人が来なかったから余ったというだけじゃなくて、保健センターの器具とかかなり老朽化しているところもあるので、そういう設備を直すとか、そういう、あるいはちょっとした看板を立てるとか、そういうことを今はやっぱりちょっと目を配って行政をしていっていただきたいと思います。

○事務局 委員の意見を踏まえまして、改善できるところにつきましては改善していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○委員 ありがとうございます。

○事務局 ちょっと補足させていただきます。

まず、器具ですけれども、市民一般健診に使っておりますので、実は国保特会ではなくて、市の一般財源のほうで購入しているとなっております。したがって、今、委員のほうから御指摘があった部分につきましては、きっちりと保険課、特定健診担当課といたしましても、市民一般健診の担当課である健康推進課にお伝えさせていただいて、充実させていく、そういった要望があったことはちゃんと伝えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長 貴重な御意見ありがとうございます。

ほかに御質問や御意見、ございませんでしょうか。

ないようですので、次に移らせていただきます。

2つ目の案件新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給等について、事務局から説明を受けます。

○事務局 それでは、案件（2）新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給等につきまして、御説明申し上げます。

2ページの資料2を御覧いただきたいと存じます。

守口市国保では、国の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、労働者が感染した場合等も休みやすい環境を整備することが重要であることから、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に対する傷病手当金の支給を行ってきました。

しかしながら、令和5年2月10日付で、国から、傷病手当金の支給に対する財政支援の適用について、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、法律上5類感染症へと変更されることを踏まえ、令和5年5月7日までで終了することが示されました。

また、令和5年4月28日付で、国から、傷病手当金の支給に対する財政支援の適用期間の終期について、令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染した者等が、その療養のために働くことができない期間について、傷病手当金を支給した場合、財政支援の対象とすると補足説明が示されました。

このことから、守口市においても、傷病手当金の取り扱いを、国の財政支援の適用に併せて終了させていただいております。また、規則につきましては、規則改正を行い、令和5年

5月23日に施行しております。

なお、令和4年度の傷病手当金の支給実績は、件数が120件、総支給額が361万2,673円となっております。

以上、案件(2)の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○会長 説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

ありませんでしょうか。

ないようでございますので、次に移らせていただきます。

3つ目の案件新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免について、事務局から説明を受けます。

○事務局 それでは、案件(3)新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免について、御説明申し上げます。

6ページの資料5を御覧いただきたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免については、国から財政支援を行うことが示されたこともあり、本市では、令和2年度から行ってきました。

しかしながら、令和5年2月10日付で、国から、当該減免に対する財政支援について、令和4年度相当分の保険料までで終了することが示されました。また、併せて、令和5年度中に遡って賦課した令和4年度相当分までの保険料についても、当該減免を行った場合は、減免額の全額について財政支援されることが示されました。

このことから、市の減免の適用期間につきましても、令和5年度中に賦課した令和4年度相当分までの保険料について、減免を適用するため、規則改正を行い、令和5年3月23日に施行しております。

これに伴い、本市での新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免の取り扱いについては、国の財政支援の適用に併せて終了させていただくものでございます。

なお、令和4年度の減免実績は、件数が274件、減免総額が5,465万2,389円となっております。

以上、案件(3)の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○会長 説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

ないようでございますので、本日の案件は全て終了いたしました。

最後に、次第6のその他でございます。

まず初めに、事務局から報告があると伺っておりますので、事務局から説明をしていただきたいと存じます。

○事務局 事務局からは3点、御報告させていただきます。

まず、1点目は、次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係るスケジュールについての御報告でございます。本日、追加で配布させていただきました資料7を御参照ください。

大阪府は、持続可能な国民健康保険制度の構築を目指し、国民健康保険の安定的な財政運

営並びに府内市町村の国民健康保険事業の広域化及び効率化を推進するため、統一的な方針として大阪府国民健康保険運営方針を策定しており、各市町村は、大阪府国民健康保険運営方針に基づき国民健康保険事業を行っているところでございます。

現行の大阪府国民健康保険運営方針は、令和2年12月に改訂され、対象期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日とされていることから、現在、令和6年度以降の次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に向け、大阪府、各市町村と連携し、進めているところでございます。

現時点で大阪府から示されておりますスケジュールについて御報告させていただきます。

令和5年8月末までに次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）を策定、9月下旬から10月上旬に各市町村への法定意見聴取、11月頃にパブリックコメントを行い、令和5年12月頃に決定及び公表するものでございます。

改訂点等につきましては、次期大阪府国民健康保険運営方針が策定された後、改めて委員の皆様方に御報告させていただく予定としております。

続きまして、2点目は、国民健康保険運営協議会の開催日数についてでございます。

国民健康保険法第11条第2項において、国民健康保険運営協議会は、保険給付、保険料の徴収、その他重要事項を審議することとされております。また、同条第3項において国民健康保険運営協議会は、市町村が処理することとされている国民健康保険事業の運営に関する事項を審議することができることとされており、開催日数については規定されておられません。現在は年2回、委員の皆様方にお集まりいただき、国民健康保険運営協議会を開催しているところでございます。

しかしながら、広域化以降は、保険料率をはじめ、財政調整基金の取扱いや減免等に関する基準についても、大阪府の統一基準に移行しており、委員の皆様方に報告ベースでお伝える案件が多くなっているところでございます。

つきましては、事務局としては、今後、国民健康保険運営協議会の開催日数を、原則、年1回としたいと考えております。

今後の流れといたしましては、今年度は8月の開催でございますが、翌年度以降は、5月頃に国民健康保険運営協議会を開催し、会長選出や新たな委員の紹介、また、事務局の紹介を行わせていただき、必要に応じて、いつでも国民健康保険運営協議会の開催が行えるような体制を整えさせていただきます。その後、新たに審議が必要な案件が発生した場合は、その都度、国民健康保険運営協議会を臨時的に開催したいと考えております。

また、国民健康保険運営協議会を5月頃に開催し、その後、審議が必要な案件が発生せず、報告案件のみであった場合は、適宜、資料等を委員の皆様方へ郵送で送付させていただき、御意見をいただきたいと考えております。

続きまして、3点目は、委員報酬のお支払い方法の変更についてでございます。

今回の国民健康保険運営協議会の資料を送付する際に御連絡させていただいたものではございますが、改めてお伝えさせていただきます。

これまで国民健康保険運営協議会の報酬のお支払い方法につきましては、運営協議会の当日に印鑑を御持参いただき、現金で受渡しさせていただいておりましたが、誠に勝手ながら、今回の報酬から原則、口座振込に変更させていただきたいと存じます。

なお、委員報酬のお支払い時期については、本日の協議会から約2週間後を目途に御指定

いただきましたお口座に振り込みさせていただく予定となっております。

また、次回開催以降の委員報酬につきましては、御登録いただきましたお口座に継続して振り込ませていただく予定としております。そのため、お口座情報等に変更がございましたら事務局まで御連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からの御報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 説明が終わりました。

ただいまの事務局のほうからの3点にわたって説明を受けました。御意見、御質問がございましたでしょうか。

○委員 2点目についてですけれども、国保の運営協議会の開催日数について、今2回やっているのを1回、原則1回でやっていきたいということですのでけれども、今回の案件で見ますとね、決算見込みは報告案件で挙がっていますよね。これ予算も報告案件ですよね。

○事務局 おっしゃるとおりでございます。

○委員 ということは、予算の議論はしないということでしょうか。

○事務局 協議会は5月を予定はしているんですけれども、予算の時期になりましたときに、資料をつくらさせていただきましたして、委員の皆様へ資料を送付させていただいて、もし御意見等があればいただくという形に変えさせていただければと考えております。

○事務局 補足させていただきます。

通常が2月に予算の案をお示しさせていただきましたして、そこで御意見は頂戴しております。

ただ、実際の事務の流れといたしましては、2月には予算編成がもう既に終わっている時期でございます。したがって、事務局といたしましては、委員の皆様のご意見を国保の運営に生かすべく予算編成にはちゃんと考えていくんですけれども、現状でも2月にいただいた意見は、その翌年度ではなくて、翌年度の予算編成から、翌々年度実際に予算に編制されるのは、そういう形になっております。

したがって、2月に皆様にお集まりいただいて意見をもらわなくても、そこで資料の配付をさせていただいて、5月にお集まりいただいたときに予算についての意見、要は当該年度の予算についての意見、そして、前年度の決算見込み、こういうので御意見をいただけたら十分予算には、現状と同じレベルで予算への皆様のご意見というのは反映させていけると、そのように考えております。

以上でございます。

○委員 それやっぱり時期を逸している気がするんですね。2月にやっていたものを5月にやると、今まで。2月に送付して委員の皆様に見といてくださいねと、こういうことをやるということですよ。

それで、その4月の段階で代わられる委員もおられるという状況もありますし、やっぱりその適切な時期に運営協議会を開いて、予算についても意見を交わして、国保の運営をよりいいものにするということができなくなるんじゃないかなと思っています。

運営協議会をやる意味なくなってしまうんじゃないかなと、こう思うんですよ。何のためにやるんでしょうか。やらなくてもいいものなんじゃないかな、運営協議会は。

○事務局 まず、運営協議会は、現在も皆様へ貴重な御意見をいただきまして、できるだけその政策に生かしていこうという形でやっております。

したがって、私たちは意見を本当にありがたく頂戴いたしまして、それは市政に生か

しております。その点は大変ありがたく思っております。

それで、今回の御提案は、決して運営協議会がこの会議が必要でないとか、そういう趣旨は全くございません。むしろ貴重な意見をいただきたいと、一方で、ただ、実際に本当に今の意見を反映する仕方といたしまして、その2回集まるのが必要かという、そういった形で、決してこうあるべきだとは考えておりません。皆様が御意見、御議論したい、やりやすい方向に合わせていきたいとは事務局では考えております。

ただ、今の予算案に関しましては、例えば、令和5年度の2月、つまり令和6年2月にお集まりいただいたときに、実際の予算案は翌年度、令和6年度の予算を見ていただくという形になります。それで、令和6年度の予算を見ていただいて、そのときの意見が、令和6年度予算に反映できるかという、実際問題が時期的に予算編成というのがもう2月には議会に出す時期ですので、実際にはできなくなっております。

したがって、令和6年度の予算を見ていただいて、いただいた意見は、令和7年度の予算編成から私たち事務局は予算案に盛り込んでいこうという形で考えると、そういった流れになっています。

それで、翌年度の令和6年度の5月ですけれども、この段階でお見せする決算は、令和5年度の決算見込みとなっております。

したがって、令和6年度が仮に1回とした場合、令和6年度の5月に令和5年度決算と令和6年度の予算、これを同時に見ていただいて意見をいただくことができます。そして、令和7年度の予算編成にその意見を反映させるということができると考えております。

したがって、事務局の提案といたしましては、皆様のいただいた貴重な意見、これを今と同じレベルできっちりと市政に反映させると、そういった考え方を変えずに、質を落とさずに、開催時期、これを皆様の御意見をいただいて、もし皆様がどう判断されるか分かりませんが、やりやすいような形でできたらなと考えております。

以上でございます。

○委員 今丁寧な御答弁で、決して運営協議会が必要ないわけじゃないと、非常に貴重な意見ももらっているという御答弁でしたけれども、そうなんです。必要なんです。必要やからこそ法律で定められているわけですし、せっかくやるんやからよりよいものにせなあかんと思うんですね。よりよいものにするためにも、やっぱり最低でも2回ぐらいはねやったほうがええんちゃうかと思っております。

それで、さっきね、2月に運営協議会を開催しても、その次年度の予算編成にはちょっとできませんと、次々年度になりますとおっしゃっていましたが、その今の現状自体もちょっとあまり、今の現状自体が時期を逸しているんちゃうかなと私は思うんです。

国保の運営協議会は法律的には確かに何も決定権ないかもしれませんが、この国民健康保険必携という本あるんですけども、ここには協議会の意見は最大限に尊重されなければならないものと考えられ、市町村長や市町村議会を道義的には拘束すると考えるべきではないでしょうかと書かれています。それで、また、事実上国民健康保険事業の運営方針は、この協議会で決められているのが実態でしょうと、こうここでは語られているんですね。

これ過去には、昔の厚生省が監修していた本です。そのときからこの記載の文章というのは変わっていません。これ全国ではほんまはこういう実態やと、この本は言っているわけで

す。

この運営協議会で、守口の国保の運営を決めていくんやと、それは本来の実態なんだと語っているわけです。

やっぱりその実態をきっちりよい実態にしていくためには、年2回といわずね、必要に応じて何回でもやったらいいと思うんです。それをわざわざ、やっぱり原則1回にするというのは、ちょっとなかなかここに書いてある実態とは程遠いものになってしまうんちゃうかなと私考えている次第です。

○事務局 運営協議会の運営の事務を担当しております事務局として、御説明、御答弁させていただきます。

まず、運営協議会の法的な位置づけは、附属機関でございます。

したがって、基本的には、市長から答申を受けたものについて、その内容について御意見を伺っていくという、そういった基本的な位置づけというものがございます。

そういうところが、先ほど委員おっしゃいました文章で言いますと、協議会の答申や建議は、法理論上市町村長を拘束するものではございませんと、こういうところに現れているのかなと考えております。

あと、例えば、協議会の意見は最大限に尊重されなければならないと考えられ、市町村長や市議会を道義的には拘束すると考えるべきではないでしょうか。ここも、道義的にはと入っていること、あるいは、拘束するべきと考えることではないでしょうかと書いていること、これは、やはり法律上そういった本来の位置づけですね。こういうのはそういったそれを含意したそういった表現になっているのかなと考えております。

それで、その続きまして、また書き以降も、事実各協議会は、このような役割を果たし、事実上国民健康保険事業の運営方針は、この協議会で決められているのが実態でしょうという形で、確かに実態はそうでしょうと書いておりますけれども、これも実態でしょうということですので、それぞれの各協議会の中でどういったことを重要だと考えどういった形でやっていくのが市政にとってよいかと、そういった形で決めていく、そういうようなことが重要ではないかなと考えております。

したがって、事務局としては、必ずその2回を1回というよりかは、委員の貴重な意見にありましたように、どういった形で反映させていくのが、どういった形で開催していくか、それがベストかというのは、今後も事務局といたしましても考えていきたいなど、調整していきたいなどは考えております。

以上でございます。

○会長 委員、よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 ほかに御意見や御質問ございませんでしょうか。

他に意見がないようですので、事務局からの説明、1点目の次期国民健康保険運営方針の策定に係るスケジュール及び3点目の委員報酬のお支払い方法の変更につきましては、事務局から説明のあったとおりとさせていただこうと思っております。

2点目の国民健康保険運営協議会の開催日数につきましては、事務局から回答がありましたとおり、改めて事務局で調整していただき、後日、委員の皆様にご連絡をさせていただきますようお願いいたします。

本日の案件を含め、ほかに御意見や御質問等はありませんでしょうか。

特段、御意見がないようですので、これで本日の協議会を終わりとさせていただきます。

本日の署名委員は、岡野委員、安田委員をお願いいたします。

長時間にわたり貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。皆様に御協力をいただき円滑な議事進行が行えましたこと、心から感謝申し上げます。また、今後とも御協力の程、宜しくお願い申し上げまして、協議会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。